

都内私立専修学校専門課程設置校

理事長 殿  
学校長 殿

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

会長 山中 祥弘  
(公印略)

**令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進）に係る  
交付申請書の提出について**

標記の件について、別紙のとおり東京都生活文化局私学部より周知の依頼がございましたのでご案内いたします。この事業は、東京都内の私立専修学校専門課程設置校が実施する「専修学校評価促進事業」に補助を行うものであり、東京都の私立専修学校専門課程設置校に対する主要な補助事業となっております。

つきましては、貴校において今年度に該当事業がございましたら、下記の要領で申請をお願いいたします。なお、申請用紙（交付申請書）および記入例等は東京都生活文化局私学部の以下のURLからダウンロードしてご使用ください。必ず今年度の様式を使用してください。

(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>)

また、申請期限間近には申請が集中いたしますので、早期の申請にご協力をお願いいたします。（期限後の申請は受理できません）

<令和2年度交付申請書提出概要>

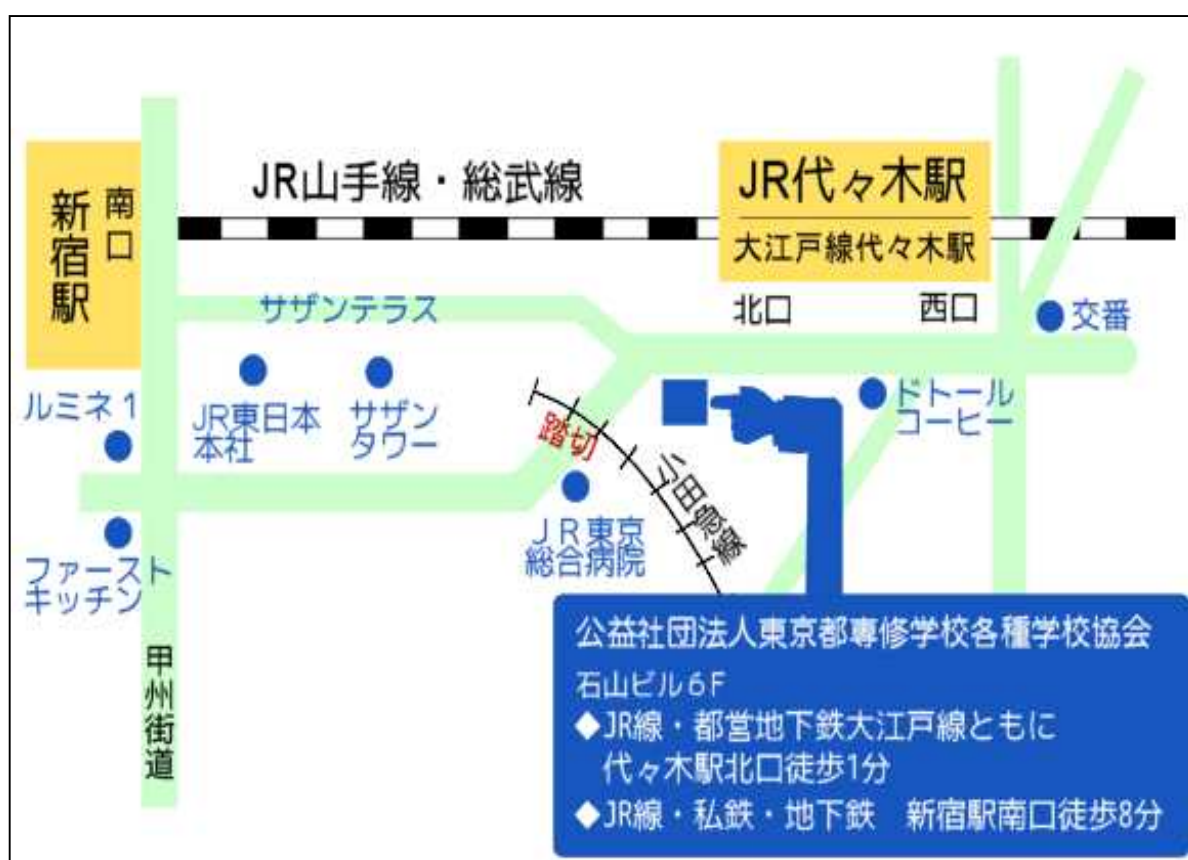
<b>提出期限：令和2年10月9日(金)必着 ※締切厳守</b>
<b>提出先：公益社団法人東京都専修学校各種学校協会</b> または <b>東京都生活文化局私学部私学振興課企画振興係（都庁第一本庁舎18階）</b>
<b>提出方法：東京都生活文化局私学部もしくは協会（別紙参照）</b>

※内容に関するご質問は、東京都生活文化局私学部までFAXかメールでお願いいたします。

<b>提出書類</b>	令和2年度交付申請書等及び添付書類
<b>提出部数</b>	1部（内容確認のため、同じものを学校の控えとして要保管）
<b>提出先</b>	<b><u>日時厳守の上、東専各協会または東京都生活文化局私学部へ</u></b> ○公益社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局 〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階 TEL03-3378-9601（担当：金刺） ○東京都生活文化局私学部私学振興課 企画振興担当：浅見様 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階 TEL03-5388-3083〔直通〕 FAX03-5388-1336 E-Mail：S0000035@section.metro.tokyo.jp

## 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会地図

公益社団法人東京都専修学校各種学校協会  
〒151-0053 渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6F  
TEL 03-3378-9601 FAX 03-3378-9625



2生私振第801号

令和2年8月18日

私立専修学校（専門課程）設置者 殿

東京都生活文化局私学部長

濱田 良廣

（公 印 省 略）

令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進）  
に係る交付申請書の提出について（依頼）

標記の件について、私立専修学校教育環境整備費補助金交付要綱第6に基づき、補助金の交付を受けようとする設置者は、下記により交付申請書を提出してください。

## 記

### 1 提出書類

- ・ 交付申請書（別記第1号様式、5 学校別事業内訳【専修学校評価促進】） 各1部
- ・ 添付書類（上記申請金額の根拠となるもの） 1部
  - ・ 自己点検・自己評価  
自己点検・自己評価の報告書
  - ・ 第三者評価  
第三者評価結果の報告書、評価機関の概要等に関する書類、領収書（経費の内訳が明記されたもの）  
（※報告書の作成が交付申請時に間に合わない場合は、実績報告時に添付してください。）
- ・ 印鑑証明書（令和2年8月以降に発行されたもの） 1部

様式、必要となる添付書類、記入例等詳細は私学部ホームページに掲載しております。不明な点等がある場合には、担当まで御連絡願います。

様式ダウンロード先↓↓

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

※ 東京都公式ホームページ、私学部ホームページとリンクしていません。アドレスを直接入力するか、以下の方法で表示してください。

- ① 東京都私学部のホームページを開く（「東京の私立学校」で検索可能）
- ② 東京都私学部のホームページアドレスの「shigaku/」の後に「youshiki.html」を挿入する。

2 提出期限

**令和2年10月9日（金曜日）必着（締切厳守）**

3 提出先及び提出方法

(1) 次のいずれかに提出してください。（提出締切日は同じ）

① 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

〒151-0053 渋谷区代々木1-58-1 石山ビル6階

電話 03-3378-9601（担当：金刺）

② 東京都生活文化局私学部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎 18階北側

東京都生活文化局私学部私学振興課（企画振興担当） 浅見

電話 03-5388-3083（直通） FAX 03-5388-1336

(2) 提出方法

<郵送で提出する場合>

封筒に「教育環境整備費補助金交付申請書在中」と朱書きしてください。

※1 東京都に到着した日が受付日となります。余裕をもって提出願います。

<持参して提出する場合>

提出のみの場合は、連絡不要です。

**【担当】**

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第一本庁舎 18階北側

東京都生活文化局私学部私学振興課（企画振興担当） 浅見

電話 03-5388-3083（直通） FAX 03-5388-1336

E-Mail S0000035@section.metro.tokyo.jp

法人番号 

--	--	--	--	--

東京都知事 殿

令和 年 月 日

法人(設置者) 千  
所在地

法人(設置者)名

理事長(設置者)  
氏名

印

※登録印鑑(実印)を押印すること。

事務担当者

電話番号

FAX番号

## 令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金(専修学校評価促進) 交付申請書

令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金(専修学校評価促進)について、  
下記のとおり交付されるよう申請します。

## 1 交付申請額(2の合計欄の金額)

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

## 2 学校別補助金交付申請額

学 校 名	補助金交付申請額
合 計	

※ 学校名が不足する場合は、行を追加又は別紙を作成する等、ご対応ください。

## 3 申請理由

---

---

---

## 4 確認事項

当設置者は要綱第3 2に該当すると認められる事実はありません。  
また、第7 3、第12及び第13の規定に異議なく応じます。

## 5 学校別事業内訳【専修学校評価促進】

単位:円

		学校名	
補助項目	実施事業名	①補助対象経費	②補助申請額 第三者評価は ①の1/2 (100円未満切捨て)
	自己点検・自己評価		(a)
	第三者評価		(b)
	合 計		(a+b)

(a+b=補助金交付申請額)

※ 学校ごとに1部作成してください。事業を実施していない場合は提出不要です。

※  欄は記入不要です。

※ ② 補助申請額は、自己点検・自己評価は 20万円の定額、第三者評価は 60万円が上限です。ただし、第三者評価については、3分野以上1分野につき上限額に10万円を加えた額を上限とします。

※ 実施事業の詳細内訳が必要な場合は、別紙を作成してください。



法人番号	1	2	3	4	5
------	---	---	---	---	---

東京都知事 殿

令和2年10月1日

法人単位で申請

法人(設置者)  
所在地

印鑑登録をしている印を押印  
捨印も押印してください

法人(設置者)名 学校法人 生活文化学園

理事長(設置者)  
氏名 東京 太郎

※登録印鑑(実印)を押印すること。

事務担当者 新宿 花子

責任者の方ではなく、事業に関する質問等、都から  
連絡を差し上げた際、内容がわかる方のお名前とご  
連絡先をお願いします

電話番号 03-5321-1111

FAX番号 03-5321-2222

令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金(専修学校評価促進) 交付申請書

令和2年度私立専修学校教育環境整備費補助金(専修学校評価促進)について、  
下記のとおり交付されるよう申請します。

1 交付申請額(2の合計)

金額の頭に「¥」をつけること

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0	0	0

「2 学校別補助金  
交付申請額」の合  
計を記入

2 学校別補助金交付申請額

学 校 名	補助金交付申請額
生活文化専門学校	800,000
文化スポーツ専門学校	200,000
合 計	1,000,000

※ 学校名が不足する場合は、行を追加又は別紙を作成する等、ご対応ください。

3 申請理由

補助の目的をご理解の上、ご自由にお書きください。

4 確認事項

当設置者は要綱第3 2に該当すると認められる事実はありません。  
また、第7 3、第12及び第13の規定に異議なく応じます。

## 5 学校別事業内訳【専修学校評価促進】

単位:円

		学校名	生活文化専門学校
補助項目	実施事業名	①補助対象経費	②補助申請額 第三者評価は ①の1/2 (100円未満切捨て)
	自己点検・自己評価	自己点検・自己評価は 定額補助	(a) 200,000
	第三者評価	1,320,000 第三者評価は60万円が上限	(b) 600,000
	合 計		(a+b) 800,000

(a+b=補助金交付申請額)

※ 学校ごとに1部作成してください。事業を実施していない場合は提出不要です。

※  欄は記入不要です。

※ ② 補助申請額は、自己点検・自己評価は 20万円の定額、第三者評価は 60万円が上限です。ただし、第三者評価については、3分野以上1分野につき上限額に10万円を加えた額を上限とします。

※ 実施事業の詳細内訳が必要な場合は、別紙を作成してください。



## 私立専修学校教育環境整備費補助金（専修学校評価促進）

### 1 事業概要

#### (1) 専修学校評価促進について

##### ア 目的

専修学校における「自己点検・自己評価」等の取組み及び第三者評価による検証を推進し、教育の質と社会的信頼の向上を図る。

##### イ 内容

##### ①自己点検・自己評価

自己点検・自己評価を行い、報告書を作成

##### ②第三者評価

私立専修学校（専門課程）の評価を行った実績がある機関が行う第三者評価による検証

### 2 補助の対象

補助対象は、東京都内に所在する私立専修学校の専門課程を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

### 3 補助対象経費

補助対象経費は、私立専修学校（専門課程）が実施する別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に直接要する経費とする。

ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

#### 別表

事業種別	補助項目	補助対象経費
専修学校 評価促進	自己点検・自己評価	自己点検・自己評価の実施に係る経費
	第三者評価	第三者評価の実施に係る経費

補助対象経費は、次に定めるものとする。

#### (1) 自己点検・自己評価

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月文部科学省)が定める評価項目と内容、項目数等が同等程度又は同等以上の項目について自己点検、自己評価を行い、報告書を作成する経費

#### (2) 第三者評価

私立専修学校（専門課程）の評価を行った実績のある機関に対し、第三者評価を行わせる場合に必要となる経費

複数の学校で、これらの事業を合同で行う場合は、各学校の負担分を経費とみなす。

### 4 補助金の額の算定

(1) 補助金の額は、次に掲げる2項目それぞれの額を補助額の上限とし（イ①の自己点検・自己評価のみ、一校あたり20万円の定額とする。）、予算の範囲内で補助する。

#### ア 専修学校評価促進

① 自己点検・自己評価 一校あたり20万円の補助額【定額】

② 第三者評価 実支出額の1/2

ただし、第三者評価について、1校あたりの補助額は60万円を上限とし、専修学校設置基準第2条に定める分野で2分野を超えて事業を行う場合、2分野を超える1分野につき、上限額に10万円を加算する。

## 5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者は、別表の事業種別ごとに、交付申請書及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を提出して下さい。

その他必要とする書類は、次に掲げるものとする。

(1) 自己点検・自己評価

自己点検・自己評価の報告書

(2) 第三者評価

第三者評価結果の報告書、評価機関の概要等に関する資料、領収書（経費の内訳が明記されたもの）の写し等

## 6 年間スケジュール（予定）

☆8月下旬 交付申請書等提出依頼

☆10月9日 交付申請書等提出期限

1月上旬 交付決定（通知書を各設置者に送付）及び実績報告書提出依頼

2月下旬 実績報告書等提出期限

4月上旬 第三者評価を含む場合等の実績報告書提出期限

☆実績報告書提出時には併せて、補助金関係請求書類（補助金請求書、支払金口座振替依頼書）を提出していただきます。

4月下旬 額の確定（通知書を各設置者に送付）

5月上旬 補助金交付

※審査の状況等によって、日程は前後する場合があります。

## ♪♪♪ よくあるご質問と回答( Q & A ) ♪♪♪

### 1 補助の対象

1	学校は都内にありますが、設置者が都外に所在している場合は、補助対象となりますか。	補助対象となる専修学校が都内にあれば、設置者が都外に所在している場合でも、対象となります。
2	高等課程は対象ではないのですか。	高等課程は対象ではありません。 高等課程分と併せて事業を行う場合等は、専門課程分のみが補助対象となります。

### 2 補助対象経費

#### (1) 全般

3	国又は地方公共団体等から補助金を受けている場合も、補助対象となりますか。	同一の事業について補助を受けている場合は、補助の対象となりません。						
4	消費税は補助対象経費に含まれますか。	外税・内税にかかわらず、補助対象経費に含まれます。						
5	振込手数料は補助対象経費に含まれますか。	<p>補助対象経費に含まれません。 振込手数料が受取人払いの場合等、領収書の金額に振込手数料が含まれている場合は、振込手数料を除いた金額が補助対象経費となります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">契約・請求額</td> <td style="padding-left: 20px;">100,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">領収書の金額</td> <td style="padding-left: 20px;">100,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">うち、振込手数料</td> <td style="padding-left: 20px;">440円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">補助対象経費 100,000円 - 440円 = <u>99,560円</u></p>	契約・請求額	100,000円	領収書の金額	100,000円	うち、振込手数料	440円
契約・請求額	100,000円							
領収書の金額	100,000円							
うち、振込手数料	440円							

#### (2) 専修学校評価促進事業

##### ア 自己点検・自己評価

6	自己点検・自己評価について、ISO9001(品質)及びISO14001(環境)を取得している場合は、自己点検・自己評価を行ったこととなりますか。	ISO取得だけでは補助対象となりません。ISO9001は品質マネジメントシステム、ISO14001は環境マネジメントシステムを構築するために要求される規格で自己点検・自己評価を実際に行うこととは異なるためです。
7	自己点検・自己評価について、領収書は必要ないのですか。	自己点検・自己評価は、報告書を作成するまでの個々の経費を算出するのが困難なため、定額補助(1校あたり20万円)としています。この金額にすべての経費を含んでいます。よって、成果物である報告書の提出のみを求め、領収書の提出を求めています。
8	授業評価で、教員・講師に対して学生に授業内容のアンケートを取る際、マークシート機器を利用する予定です。マークシート機器は補助対象となりますか。	学校評価促進事業の自己点検・自己評価は、定額補助です。マークシート機器導入に係る経費を、別途、申請することはできません。
9	昨年度に続き、今年度も自己点検・自己評価を行ったが、補助対象となりますか。	新たなデータに基づき、今年度中に再度、自己点検・自己評価を行い、報告書を作成すれば、補助対象となります。

##### イ 第三者評価

10	評価機関が私立専修学校(専門課程)の評価を行った実績とは、どの時点で判断するのですか。	交付申請以前に実績がある評価機関が対象となります。
----	---	---------------------------

11	評価の実績を証明する資料としてはどのような内容が必要ですか。	第三者評価を行う機関が作成した書類で以下の内容がわかるものの提出が必要です。具体的には事前にお問い合わせください。 ①第三者評価機関の概要(組織概要、評価体制のしくみ) ②過去の評価実績(評価時期、学校名)
12	補助対象となる経費はどのようなものですか。	第三者評価の主な補助対象経費は、第三者評価機関に対して支払う評価料(消費税込み)です。
13	第三者評価を行う場合、評価機関に対して支払う評価料以外にどのような経費が補助対象となりますか。	原則として、第三者評価機関が行う評価に直接必要な経費のみが補助対象です。 たとえば、第三者評価を受けるにあたっての資料作成経費等、各学校側の準備作業等にかかる経費は補助対象外です。
14	第三者評価について領収書は必要ですか。	領収書の提出が必要です。
15	第三者評価の成果物として何を提出すればよいですか。	第三者評価結果の報告書が必要です。ただし、内容としては、総合評価だけでなく、項目毎の評価状況がわかることが必要です。具体的には事前にお問い合わせください。
16	第三者評価報告書は返却されますか。	返却しません。

### 3 補助金の額の算定

17	法人が都内に専修学校(専門課程)を4校持っている場合、申請額の上限はいくらになりますか。	専修学校評価促進事業は、(2分野以下の学校の場合)1校あたりの補助申請額の上限は80万円ですので、4校で320万円となります。(なお、補助申請額とは、補助対象経費に1/2を乗じた後の額となります。)
18	法人種別による補助率の違いはありますか。	法人種別による補助率の違いはありません。
19	申請する学校が多数の場合、必ずしも1/2補助にならないのですか。	予算枠を超えてしまった場合は、1/2以下の補助率となる場合があります。

### 4 補助金の交付申請

20	学校単位での申請はできますか。	学校単位での申請はできません。設置者単位で申請してください。(補助対象は、都内に所在する私立専修学校の専門課程の設置者です。)
21	添付する「領収書」は請求書でも構いませんか。	請求書のみでは、支払いの事実が証明できません。必ず領収書を添付してください。

### 5 会計処理

22	東京都及び東京都私学財団から補助金を受けた場合、財務計算に関する書類(資金収支計算書及び内訳書)にどのように記載すればよいですか。	資金収支計算書及び内訳書の「補助金収入」欄に、東京都からの補助金収入は「東京都補助金収入」として記載し、東京都私学財団からの補助金収入は「東京都私学財団補助金収入」として記載してください。 (専修学校評価促進は、「東京都補助金収入」として記載し、教育環境整備費助成(教育設備・研究及び教育用図書等)、耐震化事業費助成は、「東京都私学財団補助金収入」として記載してください。)
----	---	--

# 私立専修学校教育環境整備費補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日  
2 生 私 振 第 6 5 号  
生 活 文 化 局 長 決 定

## 第 1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、都内に所在する私立専修学校が行う自己点検・自己評価等の取組及び情報公開を推進し、教育の質及び社会的信頼性の向上に資するため、東京都が交付する私立専修学校教育環境整備費補助金のうち、専修学校評価促進補助（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

- 1 この要綱において、「自己点検・自己評価」とは、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成 25 年 3 月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）が定める、各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動その他の学校運営の状況について行う評価をいう。
- 2 この要綱において、「第三者評価」とは、ガイドラインが定める、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした、当該学校から独立した第三者が、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、当該第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から行う評価をいう。

## 第 3 補助の対象

- 1 補助対象は、東京都内に所在する私立専修学校の専門課程を設置する者（以下「設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
  - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## 第 4 補助対象経費

補助対象経費は、設置者が実施する別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に直接要する経費とする。ただし、国、地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

## 第5 補助金の額の算定

1 補助金の額は、別表の補助項目ごとに、次に掲げる額を補助額の上限とし（(1) 専修学校評価促進のうち、アの自己点検・自己評価は、1校当たり20万円の定額とする。）、予算の範囲内で補助する。

### (1) 専修学校評価促進

ア 自己点検・自己評価 1校当たり20万円

イ 第三者評価 実支出額の2分の1の額（100円未満切捨て）

2 1(1)の専修学校評価促進のうちイの第三者評価について、1校当たりの補助申請額は、60万円を上限とする。ただし、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文科省令第2号）第2条第1項に定める分野を超えて事業を行う場合、2分野を超える1分野につき、上限額に10万円を加算する。

## 第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

## 第7 補助金の交付の決定及び通知

- 1 第6による交付申請書等の提出があった場合において、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、当該設置者に対し、その決定の内容及び条件を通知するものとする。
- 2 1の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

## 第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、補助金交付年度内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業者が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事

業者は、これに応じなければならない。

- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 補助事業者は、第6又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (8) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

## 第9 実績報告

補助事業者は、補助事業終了後、この補助に係る事業の実績報告書（別記第2号様式）を、別途指示する期日までに、知事に提出しなければならない。

## 第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

## 第11 是正のための措置

知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

## 第12 決定の取消し

1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 補助金の交付決定を受けた設置者が、次のいずれかに該当した場合
  - ア 学校を廃止し、又は授業を長期間停止したとき。
  - イ 学校の経営上不適切であると認められる行為があったとき。
  - ウ 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
  - エ その他助成の目的を達成することが困難であると認められるとき。
- (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (6) 第6又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
- (7) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職

員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(8) 第8(7)に規定する報告を受けた場合

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第10の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

### 第13 補助金の返還

1 知事が、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 第10の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。

### 第14 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第12 1(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

### 第15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

### 第16 申請の撤回

補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、第7 1の通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

### 第17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。



## 第18 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

### 附 則

この要綱は、令和2年度の補助金に適用する。

### 別 表

事業種別	補助項目	補助対象経費
専修学校評価促進	自己点検・自己評価	ガイドラインが定める評価項目と内容、項目数等が同等程度又は同等以上と認められる自己点検、自己評価を行い、報告書を作成する経費
	第三者評価	私立専修学校(専門課程)の評価を行った実績がある機関に対し、第三者評価を行わせる場合に必要となる経費